

令和 7 年

第 5 回庄原市議会定例会発議

広島県庄原市議会

令和 7 年第 5 回庄原市議会定例会発議 目次

発議第 6 号	芸備線をはじめとするローカル線の安定的な維持・確保に向けた国の取組を求める意見書	1
発議第 7 号	米国の核使用に日本が関与するような議論は、行わないことを求める意見書	5

発議第 6 号

芸備線をはじめとするローカル線の安定的な維持・確保に
向けた国の取組を求める意見書

上記の議案を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条及び庄原市議会会議規則第
14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 29 日

庄原市議会議長 様

庄原市議会議員	提出者	前田 智永
	賛成者	谷口 隆明
		横路 政之
		福山 権二
		徳永 泰臣
		近藤 久子
		五島 誠
		吉川 遂也
		國利 知史
		岡野 茂
		宇山 茂之
		堀井慎一郎
		桜田 亮太
		堀内 富夫
		木山 義仁
		青山 学
		松森 潤平

(提案理由)

国において芸備線をはじめとするローカル線の維持・確保を図るため、特段の措置を講ずるよう求め、意見書を提出するものである。

芸備線をはじめとするローカル線の安定的な維持・確保に
向けた国の取組を求める意見書

芸備線は、岡山県新見市の備中神代駅から広島県広島市の広島駅に至る西日本旅客鉄道の鉄道路線であり、開業以降、広島県及び岡山県の中山間地域をはじめとする地方の公共交通を支えてきた。しかし、利用者減少に伴い、備後庄原駅（庄原市）～備中神代駅（岡山県新見市）の区間のあり方について、再構築協議会が設置され、新たな協議が行われている。

芸備線をはじめとするローカル線は、これまで日常生活の移動や市内外からの誘客、災害発生時の輸送手段として極めて重要な役割を担ってきただけでなく、国土の保全などの多面的機能を持ち、都市機能を補完する役割を持つ中山間地域の発展に寄与することで、国全体の活力の維持・発展につなげてきた。

このように芸備線をはじめとするローカル線は、国の交通政策及び地域のまちづくりの根幹として適切に維持されるべきであると考える。

よって、国において芸備線をはじめとするローカル線の維持・確保を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 国として、持続可能なまちづくり及び中山間地域づくりの観点も踏まえ、芸備線をはじめとするローカル線について、将来の国のあり方を見据えた交通政策としての位置づけを明らかにすること。
2. 国として、県、市町村、地域等が行う、ローカル線の利用促進や地域での活用を推進する取組へのより一層の支援を行うこと。また、鉄道事業者に対し、こうした取組に協働して取り組むよう働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月29日

広島県庄原市議会

発議第 7 号

米国の核使用に日本が関与するような議論は、行わないことを求める意見書

このことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項に基づき、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 29 日

庄原市議会議長 様

提出者 総務常任委員会
委員長 五島 誠

(提案理由)

唯一の戦争被爆国の政府として、引き続き核兵器廃絶の先頭に立つことを求め、意見書を提出するものである。

米国の核使用に日本が関与するような議論は、行わないことを求める意見書

有事を想定した日米両政府の机上演習で、核兵器を米軍が使うシナリオを議論していたことが報道された。唯一の戦争被爆国として訴えてきた「核兵器のない世界」と相いれないだけでなく、核の使用主体と一体化していると他国に受け取られる懸念が高まらざるを得ない。

机上演習は日米の外務・防衛当局者が参加する「拡大抑止協議」で行った。台湾有事の想定では、中国が核兵器の使用を示唆する発言をしたとの設定に、自衛隊側が米軍に「核の脅し」で対抗するよう再三求めたことが明らかになった。いかなる事態でも核の使用には反対するのが、これまでの日本の役割だったはずである。

中国が急速に核戦力を増強し、北朝鮮も核保有国として振る舞う、ロシアは核をちらつかせてウクライナへの侵攻を続けているという厳しい安保環境が背景にあり、米国の「核の傘」の実効性を示す狙いが今回の「机上演習」につながっている。

しかし、核の脅威を核で防ぐという「核抑止論」は、幻想でしかない。核兵器が存在する限り大きなリスクにさらされる。核兵器の廃絶こそが、真の世界平和の保障である。国民を置き去りにして、米国の核使用に日本が関与するような議論をこれ以上すすめることは絶対に許されない。唯一の戦争被爆国の政府として、引き続き核兵器廃絶の先頭に立つよう強く要請する。

記

1. 核なき世界を実現するために、有事での核使用に向けた議論を行わない姿勢を堅持すること。
2. 核兵器保有国と非核保有国の橋渡しに徹し、核兵器廃絶への国際合意の形成に力を尽くすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年9月29日

広島県庄原市議会